

(設置)

第1条 松江市発注の建設工事又は測量、建設コンサルタント等の業務(以下「工事等」という。)に係る入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、不正行為に関する情報に対して的確な対応を行うため、松江市建設工事等入札不正行為情報対応要領(平成17年松江市訓令第26号)第11条に基づき、松江市建設工事等公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の構成員等)

第2条 委員会の構成員は、松江市建設工事入札参加者等選定要領(平成17年松江市告示第17号)第9条の構成員をもって充てる。

2 入札についての不正行為に関する情報に係る工事等を所掌する部長及び課長を構成員に加える。

(委員長の職務及び職務代理)

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の定める順位に従い、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、工事等に係る入札について不正行為に関する情報があった場合に、必要に応じて随時会議を開くものとする。

2 会議を開催し難いときは、書類の回議により会議に代えることができるものとする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、契約検査課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成19年3月30日松江市告示第150号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。